

守人第 46 号の 2
令和 5 年 5 月 26 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 瀬野 憲



2023 年夏季・一時金要求に対する回答について

- 1 夏季一時金については、期末手当 1.2 か月、勤勉手当 1.0 か月の計 2.2 か月とする。
- 2・3 人事評価制度については、今後とも十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていくが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価制度に関する実施要領のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の活用を行っていく。
- 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 5 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 6 再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.675 か月、勤勉手当 0.475 か月の計 1.150 か月とする。会計年度任用職員の夏季一時金については期末手当 1.2 か月とする。
- 7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 8 夏季一時金の支給日は、6 月 30 日とする。
- 9 夏季特別休暇については、6 日とする。
- 10 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理は当然のことであり、そのために必要なことは引き続き努力する。
- 11 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。